

教第65号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を
次のように制定する。

令和8年3月30日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理 由

部活動指導に係る特殊勤務手当の支給額を改正するにあたり、神戸市教育委
員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について（概要）

1. 概要

国の基準変更に伴い、部活動指導に係る特殊勤務手当の支給額を改定する。

2. 改正内容

(1) 4号特勤（学校の管理下において行われる部活動の指導）の見直し

4号特勤	変更前	変更後
1時間以上	1,200円	1,300円
2時間以上	2,400円	2,600円
3時間以上	3,600円	3,900円

3. 実施日

令和8年4月1日

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 (1)～(6) [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(3) [略] (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒等又は学生に対する	(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 (1)～(6) [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(3) [略] (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒等又は学生に対する

<p>指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの 勤務 1 回につき <u>3,900</u>円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの 勤務 1 回につき <u>3,600</u>円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。